

# 公共事業再評価調書

所 管 課 : 海 岸 防 災 課

<b>1 事業概要</b>  (整備目的)	事業名 : 小兼久川砂防事業										
	事業種別 : 通常砂防事業	事業主体 : 沖縄県	当初事業期間 : H23~R4								
	事業箇所 : 大宜味村	根拠法令 : 砂防法	事業期間 : H23~R7								
	総事業費(百万円) : 257	費用内訳 : 補助9/10	事業量 : 砂防堰堤2基								
集中豪雨等により発生する土石流による土砂災害を防止することにより、地域住民の生命・財産を守る。											
<b>2 再評価 該当項目</b>	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間 (      年) を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他 (                      )										
<b>3 再評価に至った 主な要因</b>  (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input checked="" type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他 (                      ) ・未相続の土地があり、関係相続人の調査・用地交渉に時間を要している。 ・付け替え林道の調査・設計に際し、地元との合意形成に時間を要した。										
<b>4 事業の 進捗状況</b>  (R2.10末時点)	項 目	事業費(百万円)	整備 (基)	用地取得 (㎡)							
	計 画	257	2.0	6,696.9							
	実施済	62	0.0	296.2							
	率	24%	0%	4%							
<b>5 事業効果の 評価指標</b>  (検討年 整備期間+50年) (基準年 H27) (単位: 百万円)	① 直接被害額	237	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">① 建設費</td> <td style="text-align: right;">257</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 維持管理費</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総費用(①+②)</td> <td style="text-align: right;">267</td> </tr> </table>			① 建設費	257	② 維持管理費	10	総費用(①+②)	267
① 建設費	257										
② 維持管理費	10										
総費用(①+②)	267										
② 間接被害額	769										
総便益(①+②)	1,006										
基準年換算 (B')	393										
③ 残存価値	15	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">基準年換算(C)</td> <td style="text-align: right;">281</td> </tr> </table>			基準年換算(C)	281					
基準年換算(C)	281										
④ 土砂整備率	100%										
総便益(B)	408	費用便益比 (B/C) = 408 / 281 = 1.45									
<b>6 事業を巡る 状況の変化</b>	① 社会・経済 : 平成27年12月8日、当該箇所は土砂災害警戒区域(土石流)に指定された。 ② 地元・自治体 : 令和2年10月9日に大宜味村から県へ早期整備の再要請があった。 ③ 利害関係者 : 未取得用地については30筆となっており、任意交渉を進めている。										
<b>7 事業の必要 性・効率性</b>	① 事業の必要性・緊急性・有効性など : 過去に発生した土砂崩れで、大兼久林道横を流れる小兼久川において、上流から海岸に至るまで土砂が堆積し、下流側に建設されている住宅地へ、濁流と共に土砂が流れ出し多大な損害を与えた。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性) : 土砂災害による赤土流出を防止し、隣接する林道施設及び下流地域の家屋等を保全するため、砂防堰堤を設置する現計画が効果的である。 ③ 事業効果の発現状況 : 砂防堰堤が未整備であるため、事業効果は発現していない。										
<b>8 今後の対応方 針・見通し</b>	① 事業計画等 : 現計画で事業を推進し、令和7年度の完成を目指す。 ② 対住民関係 : 未取得用地については、引き続き任意交渉を行うとともに、公共事業推進事業を積極的に活用し、用地取得の促進を図る。 ③ 執行体制等 : 現在の組織体制で執行可能である。										
<b>9 評 価</b>	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止										